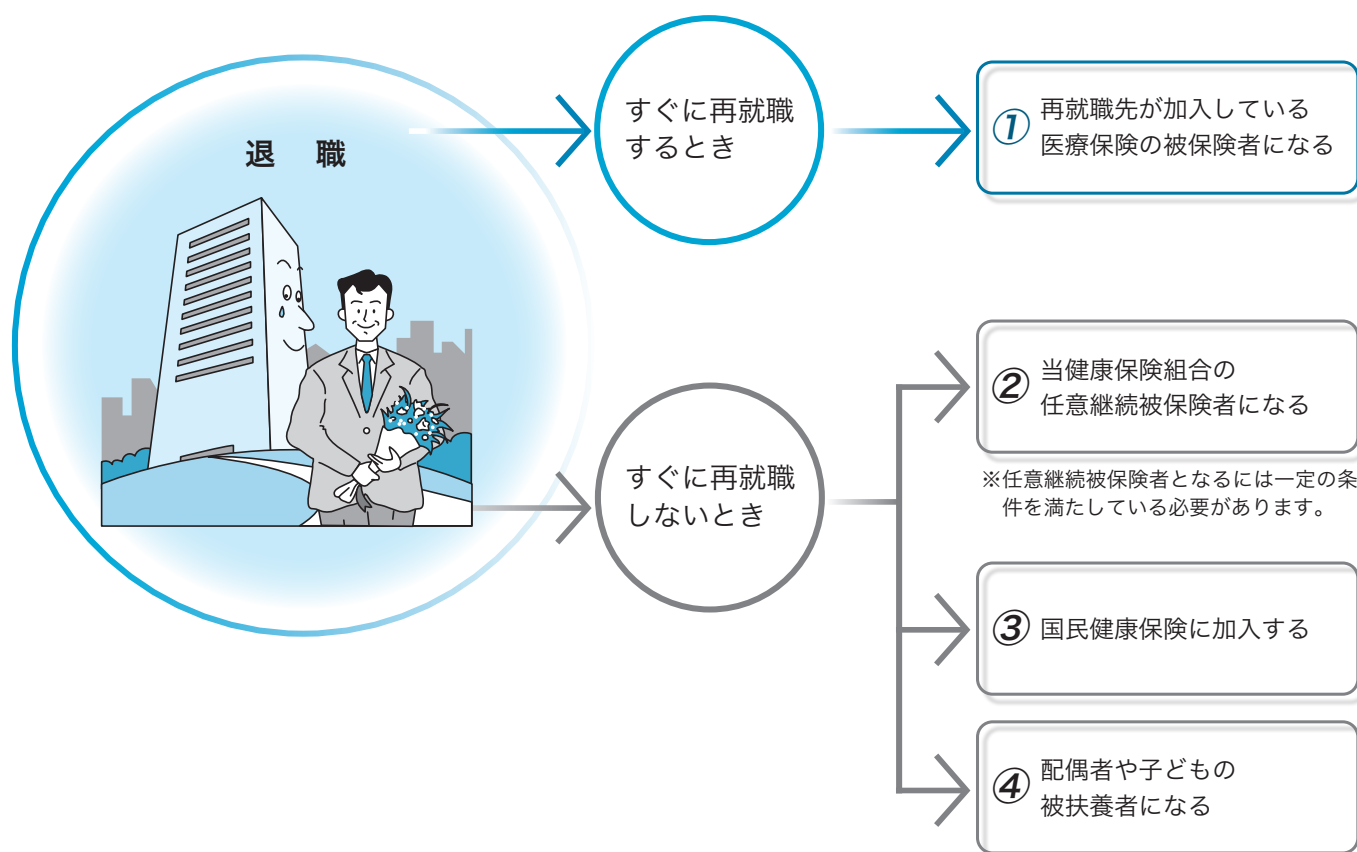


退職後はそれぞれの状況に応じた医療保険に加入します

退職すると健康保険組合の被保険者資格を失い、その後はそれぞれの状況に応じた医療保険に加入することになります。なお、75歳になると後期高齢者医療制度に加入します。

退職後に加入する医療保険



被扶養者として医療保険に加入できる場合もあります

被扶養者になる条件を満たしていれば、配偶者や子どもなどが加入している健康保険組合の被扶養者になることもできます。

国民健康保険とは

国民健康保険は都道府県と市区町村が一体となって運営する医療保険で、農業、自営業などの地域住民が加入します。

- 加入する人…地域住民（農業、自営業、自由業など）
※国民健康保険では「被扶養者」は存在せず、加入者はすべて被保険者となります。
- 保険給付…病気やけがをしたときの給付割合や自己負担限度額などは健康保険と同様
※休業中の給付はなく、葬祭費の支給額も市区町村によって異なるなど、すべて健康保険と同じではありません。
- 保険料(税)…市区町村によって定められた額
※制度の詳細は各市区町村によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。